



～ご自宅を耐震診断  
してみませんか？

## 十和田市木造住宅耐震診断支援事業 令和3年度募集案内

十和田市の住宅耐震化率は、約89%であり、目標値である95%を下回っています。そこで、「自分の家はどうなっているだろう??」ということから補助金を活用し、耐震診断をしてみませんか？耐震性について広く知っていただき、今後起こり得る地震に備えるための第一歩を支援いたします。

### 1. 対象住宅について

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され又は、増改築した住宅で建築確認済証の交付を受けていること。ただし、同年6月以降増改築されていないこと。
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延床面積の1/2以上を住宅）で、地上2階建て以下であること。
- (3) 延べ床面積が400㎡（約120坪）以下であること。
- (4) 在来軸組構法又は、伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (5) 現に所有者またはその親族が居住していること。
- (6) 対象住宅の居住者（親族のみ居住の場合は所有者も含む）が、市税などを滞納していないこと。

### 2. 募集件数について

1件（先着）

### 3. 募集期間について

7月1日（木）～10月29日（金）まで

※募集戸数に達した場合、期限内でも募集を終了する場合があります。

### 4. 診断費用について

1戸あたり 自己負担額：11,000円から

※建物の延床面積に応じて、以下のとおり自己負担額が異なります。

#### 自己負担額一覧

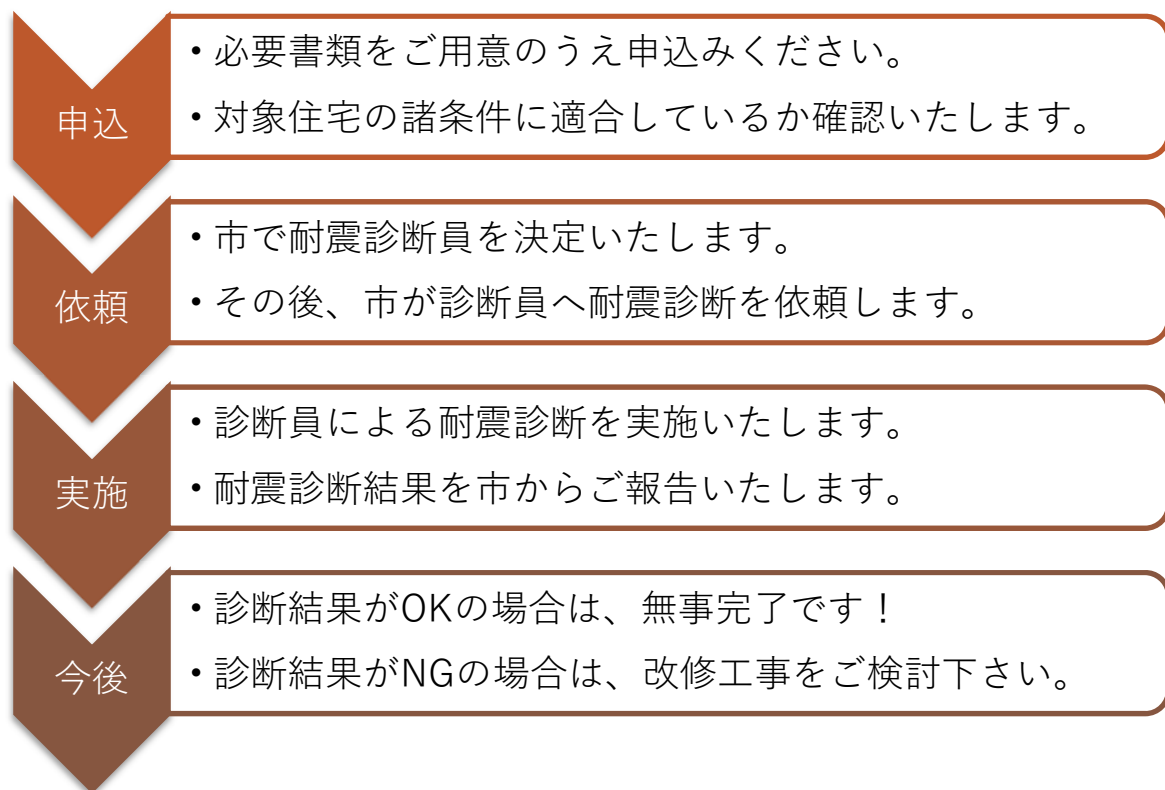
対象住宅の延床面積（1戸あたり）	自己負担額
200㎡以下（約60坪）以下	－ 11,000円
200㎡を超え250㎡（約75坪）以下	－ 32,000円
250㎡を超え300㎡（約90坪）以下	－ 53,000円
300㎡を超え350㎡（約105坪）以下	－ 75,000円
350㎡を超え400㎡（約120坪）以下	－ 96,000円



## 5. 必要書類について

- ① 申込書 （都市整備建築課 建築住宅係で配布、あるいは市ホームページからも印刷できます。）
- ② 案内図
- ③ 対象住宅が建築確認済であることがわかるもの（確認済証の写し）
- ④ 建築時期および延べ床面積が確認できるもの  
（建築確認申請書、完了検査済証、登記事項証明書などの写し）
- ⑤ 外観写真 2面以上
- ⑥ 概略平面図（建築確認申請書の添付書類があれば、その写し）
- ⑦ 対象住宅の居住者（親族のみ居住の場合は所有者も含む）の完納証明書

## 6. 手続きの流れについて



## 7. お問い合わせ先

十和田市 都市整備建築課

TEL : 0176-51-6738

FAX : 0176-21-3533

E-mail : [toshiken@city.towada.lg.jp](mailto:toshiken@city.towada.lg.jp)

